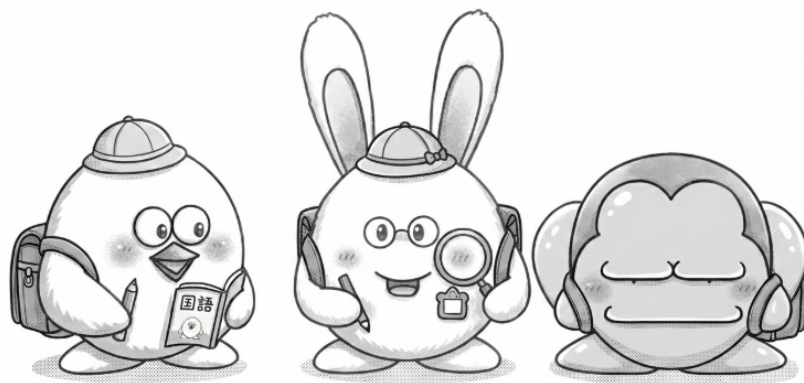


令和8年度 いじめ防止基本方針

前橋市立滝窪小学校



1 いじめ防止基本方針策定に当たって

滝窪小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針を策定します。

令和8年 前橋市立滝窪小学校

(1)基本的な考え方や方針等

①いじめとは(いじめ防止対策推進法第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

②いじめ防止基本方針策定の法律的根拠(いじめ防止対策推進法第13条)

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

③いじめ防止の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本的な考え方として対策を講じる。

(ア)いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

(イ)いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践する。

(ウ)いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決するために取り組む。

(2)めざす児童像

- ・いじめをしない、自分で考え、判断し、思いやりを持った行動ができる児童
- ・いじめをしない、自分だけでなく、友だちを大切にする児童
- ・いじめを見逃さない、社会性のある児童

2 いじめ防止対策推進委員会の組織及び校内体制

<構成員>

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・分校主任・養護教諭・(S.C)

<活動>

- (1)いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)
- (2)いじめ防止に関すること。
- (3)いじめ事案に対する対応に関すること。
- (4)いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

<開催>

月1回職員会議後を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3 いじめの未然防止にむけた取組

(1)基本方針

本校は、人間尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、教育活動全体を通して、「いじめは絶対に許されない行為である。」という認識を全教職員、全児童が共有できる学校風土を醸成する。

(2)保護者・地域・他校・関係機関との連携

- ・本方針を学校だよりやホームページ等を活用して、保護者や地域への周知を図る。
- ・いじめ防止の取組について学校評価保護者アンケートや学校運営協議会での意見聴取等を元に検証し、改善点等についての意見を検討する機会を設定するなどして、PDCAサイクルに基づく改善を行う。
- ・大胡小学校・大胡東小学校・大胡中学校と連携し、いじめを発見した際の情報の伝達を密に行う。
- ・必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関と連携し協力体制を築く。

(3)校内研修

- ・校内研修を実施し、いじめに対する感度を高め、基本認識を共有するとともに、組織的な体制を整える。
- ・いじめ問題に関する指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上を図る。
- ・いじめの構造やいじめの進行、いじめの変遷やいじめの態様等の研修を行う。

(4)いじめに関する定期的なアンケート調査

- ・いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるとの認識のもと、いじめの状況把握のため定期的なアンケート調査を実施する。
- ・月に1回生活アンケートを行い、実態の把握に努める。
- ・アンケートは、学校行事等と関連させて学期や月に応じた質問項目をアンケートに設定する。

(5)教職員の発言

- ・教職員の不適切な発言(差別的な発言や児童を傷つける発言等)や体罰がいじめを助長することを全教職員で確認する。
- ・不適切な発言については一切排除し、職員同士が互いに注意し合えるようにする。

(6)生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

- ・教職員と児童の「共感的人間関係」を基盤に、児童一人一人に「自己有用感」を持たせる場面や「自己決定」する場面を授業のなかに取り入れて、「わかる授業」が展開できるようにする。
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、また活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ・個での思考・活動と集団での思考・活動の場を適切に設定し、コミュニケーション能力の育成を図り、集団解決する授業を展開できるようにする。

(7)道徳を中心とした意図的ないじめ防止の取り組み

<道徳教育>

- ・道徳的実践力を培う道徳教育の充実を図り、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。

<人権教育>

- ・人権意識と生命尊重の態度の育成を図る。人権教育の充実と、お互いを思いやり尊重し、生命を大切にする指導を、学年や発達の段階に応じて行う。また指導計画にかかわらず、教育活動全体を通して、自己有用感や社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援を継続する。
- ・児童が悩みや不安を抱えた際に、自ら周囲の信頼できる大人や友人に発信できるよう「SOSの出し方」に関する指導を計画的に行う。同時に、周囲の児童がそのサインに気づき、教職員等の大人につなぐことができるよう「SOSの受け止め方」に関する教育を併せて推進する。

<体験活動>

- ・単に何かを体験すればよい、ただ交流すればよいといった位置づけや意識ではなく、児童の学年や発達の段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育てる。

(8)教育相談機能の充実

- ・個別の配慮や支援を必要とする児童については、声掛けを積極的に行い、児童の話を最後まで傾聴し、不安や悩みを受け止め、解決に向けて粘り強く対応する。
- ・スクールカウンセラー等も活用して児童の様々な悩みを気軽に相談できる体制を整え、児童がストレスをため込まないように配慮する。
- ・個別の配慮や支援を必要とする児童が、集団の中で安心して学校生活を送れるよう、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた環境調整を推進し、いじめの起きにくい土壌を醸成する。

(9)児童の自発的な活動の支援

- ・児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げて、児童が自主的に取り組む活動を指導・支援していく。(児童会によるいじめ防止活動、いじめ防止フォーラム参加者の報告会等)この活動を通して自分たちが「いじめをなくしていこう。」という意識を醸成していく。

(10) ネットいじめへの対策の推進

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに効果的に対処できるように、情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

4 いじめの早期発見

(1) 基本方針

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査等を次のとおり実施する。

(2) 児童のささいな変化に気づくための取組

- ①児童対象いじめアンケート調査を毎月行う。
- ②教育相談を通じた学級担任による保護者からの聞き取り(5・11月)を行う。
- ③昼休みや清掃時間も児童と一緒に活動したり、観察したりするなどして多角的な児童理解に努める。
- ④子どもの日常の状況(日記、休み時間や放課後の雑談等)を通して気になる児童の様子に目を配る。
- ⑤発達障害等について適切に理解したうえで、一人一人を大切にした指導に当たる。
- ⑥外国籍児童を取り巻く言語や文化等、生育環境の差について適切に理解した上で、一人一人を大切にした指導に当たる。
- ⑦いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくい形で行われることを共通理解する。

(3) 情報を確実に共有するための取組

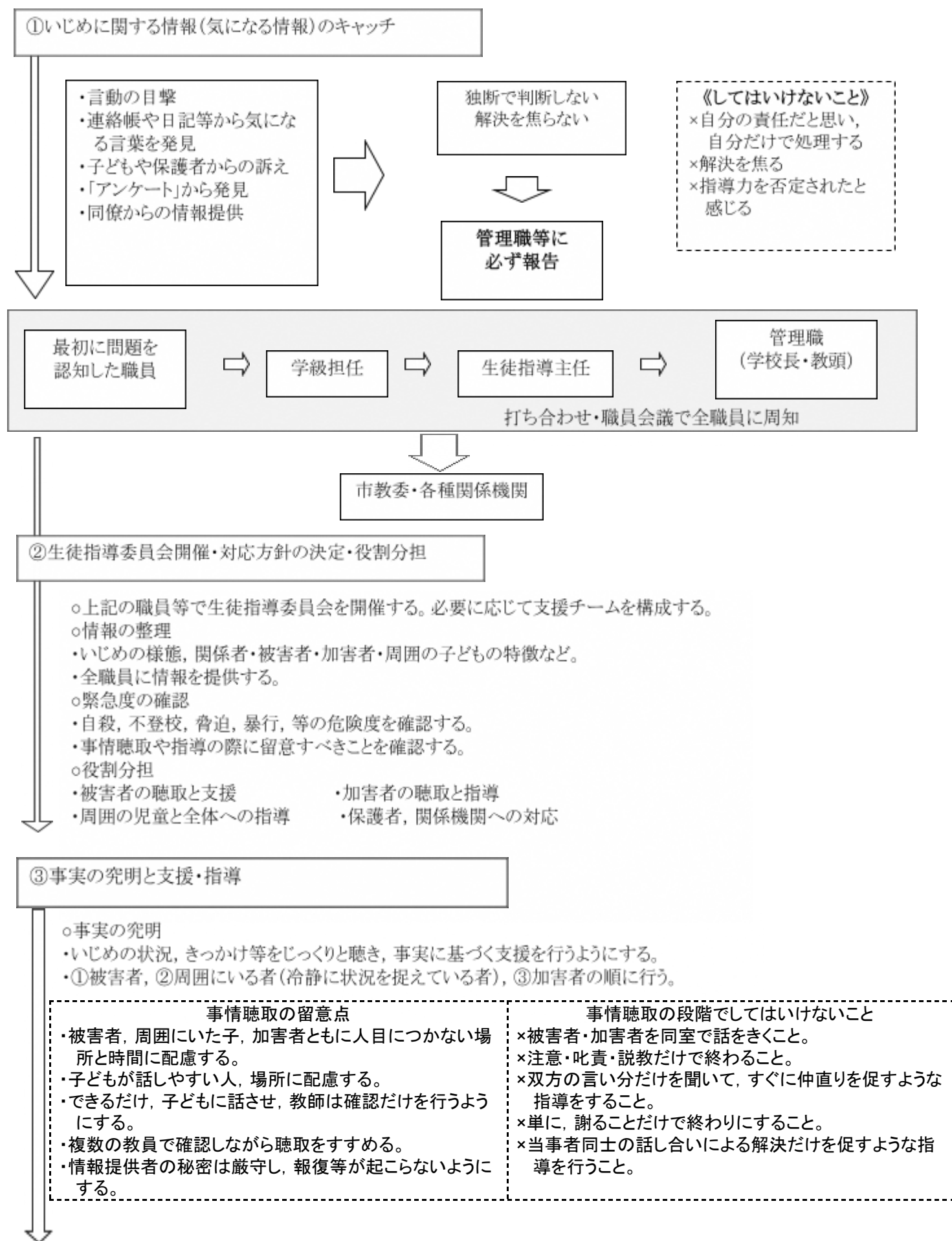
- ・休み時間や職員会議等に教師間の情報交換を緊密に行う。

(4) 情報に基づいた対応

- ・いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。

5 いじめに対する対応

(1) 発見から指導・組織的対応の展開



・聴取後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明をする。

④いじめの被害者・加害者・周囲の児童への指導と、保護者との連携

I 被害者への対応

- ・徹底していじめられた子の味方になる。
- ・表面的な変化から解決したと判断せず支援を継続する。
- ・学校は、いじめている側を絶対に許さないことと、今後の指導について伝える。
- ・日記指導や面談等を定期的に行う。

《保護者との連携》

- ・事実が明らかになった時点で、保護者と面談を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として子どもを守り支援していくことを伝え、支援方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに子どもの様子について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌が分かるまで相手の保護者との接触を避けてもらう。
- ・安易に終結せず、事後3ヶ月以上は経過観察を行う方針を伝え理解と協力を得る。

II 加害者への対応

- ・心情を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導し、内省させ、加害者であることの自覚をもたせる。
- ・教師は中立の立場で、嘘やごまかしのない事実確認を行う。
- ・いじめは許されないことを分からせ、責任転嫁を許さない。
- ・教師との交流を通して、成長させる。

《保護者との連携》

- ・事情聴取後、保護者と面談を行い、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実確認をする。
- ・相手の状況を伝え、いじめの深刻さを理解してもらう。
- ・経過や子どもの変容をまめに伝える。
- ・非協力的で、無理解な保護者には、場や対応する指導者を変えたりして、改めて事実の確認と指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。

III 観衆・傍観者への対応

- ・学年等集団の問題として教師が本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・いじめの事実を伝えることは告げ口することとは違い、人権と命を守る立派な行為であることを指導し、いじめの事実は早期に伝えさせる。
- ・行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせ、今後どのように行動したらよいのかを考えさせる。
- ・学級活動等を通して、十分な注意を怠らず、継続して指導を行う。

連携を必要とする状況	関係機関
○発見状況の報告・対応方針の相談	市・県教委、教育事務所
○子どもや保護者への対応の相談	県いじめ対策室
○暴行・傷害事件・恐喝等の刑事事件の発生	児童相談所、警察

○外傷や心的外傷を負っている場合	医療機関
○被害者・加害者の心のケア	児童相談所

(2)重大事態発生の場合

①重大事態とは(いじめ防止対策推進法第28条)

- ア)いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ)いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

②重大事態の発生と調査

○第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有をすすめる。いじめの事実の確認を行い、結果を前橋市教育委員会へ報告する。

ア)滝窪小学校を調査主体とした場合(前橋市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断)

前橋市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

1)滝窪小学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。

○組織の構成については、専門知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性を確保する。

○第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える等の方法も検討する。

2)調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

○いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

○事実に向かって向き合う姿勢をもつ。

○これまでに滝窪小学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

3)いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。

○調査により明らかにあった事実関係について、いじめを受けた児童の不利益にならないよう、情報を適切に提供する。(適宜・適切な方法で経過報告をしていく。)

○関係者の個人情報に配慮しつつも、適切な情報を提供する。

○調査の過程で収集したアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供することを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置をできるだけ講ずる。

4)調査結果を前橋市教育委員会に報告する。(→前橋市教育委員会から前橋市長等に報告する)

○いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

5)調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

イ)前橋市教育委員会が調査主体となる場合

(前橋市教育委員会の指示のもと、資料の提出等、調査に協力する。)

(3)いじめの相談・通報窓口

①学校におけるいじめの相談・通報窓口

1)前橋市立滝窪小学校・金丸分校

電話 027-283-2056(本校), 027-283-4420(分校)

②学校以外でのいじめの相談・通報窓口

1)前橋市教育委員会事務局青少年課 いじめ相談ダイヤル 電話 027-257-0808

2)群馬県総合教育センター いじめ・生徒指導相談室 電話 0120-889-756

3)法務省 子どもの人権110番 電話 0120-007-110

4)子どもと親のサポートセンター 電話 0120-415-446

(臨床心理士、学校心理士などの相談員が交代で相談に応じる。24時間対応。)

6 その他

(1)公表・点検・評価

- ①ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示す。
- ②学校いじめ防止基本方針を年度ごと、または状況に応じてその都度、見直しを行う。

(2)保護者・地域への情報発信と啓発活動について

- ①学級懇談会等で児童が自主的に取り組んでいるいじめ防止活動について紹介する。
- ②市教委と連携して、ネット上のいじめ等を題材にした情報モラル教室を開催する。

(様式例)

いじめ指導記録カード

被害児童	年 組	氏 名	性別	
担任 氏名			支援チーム	
い じ め の 状 況	* いじめの様態 * 加害者の状況 * 周囲の子どもたちの状況 * 保護者の状況 * いじめの発端 * いじめが発見されたきっかけ			
報 告 状 況	第一報を、 * いつ * 誰が * 誰に * どのような内容の報告を行ったか。			
対応状況				
年月日	被害者への対応内容		加害者への対応内容	

	* 被害者の状況, 対応内容, 保護者への対応, 今後の方針を簡潔に記す。 * 聴取した内容は別紙に記載	* 加害者の状況, 対応内容, 保護者への対応, 今後の方針を簡潔に記す。 * 聴取した内容は別紙に記載
--	--	--